

西国街道・本町地区 まちなみづくり通信 第8号

～西国街道・本町地区まちなみづくりガイドラインの策定に向けて～

令和2年(2020)12月 発行：三原市都市部都市開発課

第2回まちなみづくり勉強会を開催しました。

西国街道・本町地区（以下「本町地区」といいます。）において魅力あるまちなみづくりを進めるため、地域活動や建築などに関する取り組みやルールをまとめた「西国街道・本町地区まちなみづくりガイドライン（以下「まちなみづくりガイドライン」といいます。）」を、本町地区の皆さまと協力して策定することをめざしています。

このため、各町内の代表の方などにご参加いただくまちなみづくり勉強会を、今年度3回開催することとし、11月28日（土）に第2回目の勉強会を開催しました（参加者：本町地区の皆さまなど33人）。

今回の勉強会では前半において、三原市が「西国街道・本町地区魅力あるまちなみづくり」に関して説明し、「まちづくり協議会の役割」に関しては西国街道・本町地区まちづくり協議会の萩副会長より説明がありました。また、アゼリアガイド三原の小森キヨミさんより、活動を通じたお話しがありました。その後、まちなみづくりガイドライン（素案）について説明し、全体を通じての質疑・意見交換を行いました。

今回のまちなみづくり通信では、勉強会の概要をお知らせするとともに、まちなみづくりについて、皆さまからの意見を募集します（提出方法については下記をご覧ください）。

第2回まちなみづくり勉強会の概要

開会

1 まちなみづくりの経緯と取り組み状況 ⇒P2

(1) 西国街道・本町地区魅力あるまちなみづくりについて…三原市

(2) まちづくり協議会の役割…西国街道・本町地区まちづくり協議会 萩副会長

2 アゼリアガイドの活動と本町地区のまちなみづくりについて ⇒P3

○アゼリアガイド三原 小森キヨミさん

3 まちなみづくりガイドライン（素案） ⇒P4～12

4 全体を通じての質疑・意見交換 ⇒P11

おわりに



まちなみづくりガイドライン（素案）への意見の募集

まちなみづくりガイドライン（素案）について、意見を募集します。

■募集期間：令和2(2020)年12月15日（火）～令和3(2021)年1月15日（金）

■意見提出先：各町内会長宅へ提出してください。

※意見記入用紙をお配りします。なお、記入様式にかかわらず、自由にご意見をお寄せください。

■意見募集の項目及び参考例

○まちなみを彩る地域の活動

・活動の輪を広げるため〇〇をしたらよい。 ・〇〇の活動と□□の活動を一緒に行ってはどうか。等々

○まちなみづくりのルール

・〇〇をテーマにして取り組んではどうか。 ・□□のルールはない方がよい。もっと緩和してほしい。

・色彩については、もっと本町地区に合う色を推奨することが大切。等々

○ルールの管理や活用

・本町地区又は広く人材、団体の参加を進めること。 ・国の制度の導入や市の支援制度の創設が必要。

・まちなみづくりガイドラインを本町地区はもとより、広く情報を提供・周知することが必要。等々

○その他

・まちなみづくりと併せて、道路の美装化や公衆トイレの整備を行ってほしい。等々

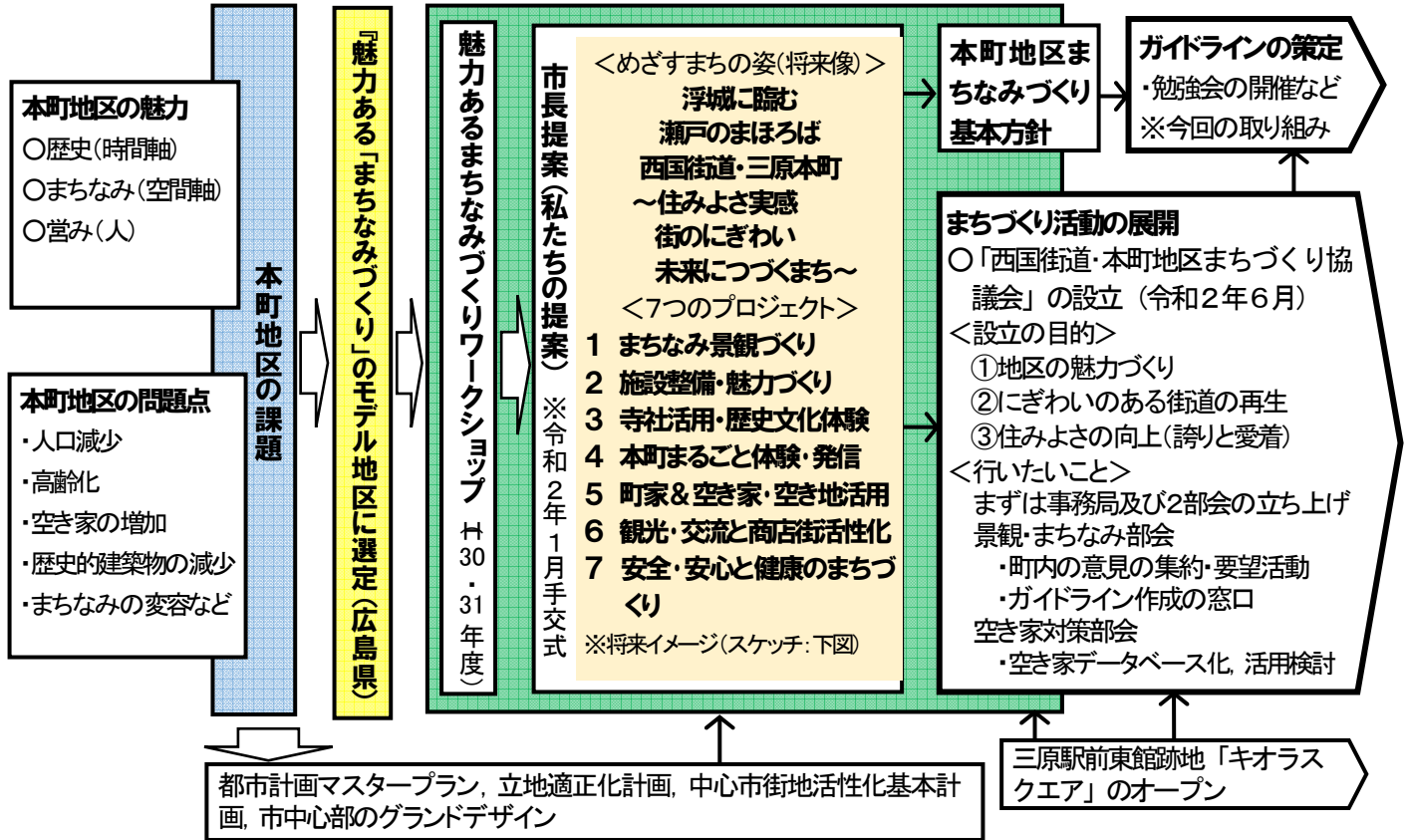
裏面につづく

まちなみづくりの経緯と取り組み状況

■まちなみづくりの経緯

平成30年度・31年度に本町地区の皆さまの参加により、「魅力あるまちなみづくりワークショップ」を開催し、「私たちの提案」が取りまとめられました。さらに、本年6月には「西国街道・本町地区まちづくり協議会」が設立されました。こうした流れの中でガイドラインの策定に向け、まちなみづくり勉強会を開催することになりました。

【まちなみづくりの経緯(概略)】



＜将来イメージ(3か所をモデル)＞

沿道の修景や道路・道、水路の整備などを取り上げています。



本町通り(西国街道)の将来イメージ



宗光寺小路の将来イメージ



阿房坂の将来イメージ

■令和2年度 三原市の取り組み

まちなみづくりガイドラインの策定

※ガイドラインとは…指針・誘導目標・守ることが望ましい規範など(強制力のあるルールとは…市の条例、規則)

関係者が尊重することを目的とした、強制力のない「ゆるやかなルール」としてまちなみづくりに活かそうとするものです。

提案書(私たちの提案)のガイドライン骨子を基に、協議会と市が連携して作成します。ガイドラインパンフレットを作成し、全世帯に配布します。

アゼリアガイドの活動と本町地区のまちなみづくりについて

講師：小森キヨミさん（アゼリアガイド三原）

＜お話の要旨＞

- 魅力のある坂のまちは、尾道だけではなく三原にもあることに気づく。見晴らしが良くそれが三原市となったように、本町では感じる。タテ・ヨコの小道は、歴史を感じ暮らしやすい資源でもある。
- 歴史的な建物は、前がお店、その奥に中庭や井戸があり、さらに住まいや蔵が続いている場合がある。こうした建物などを残し、歴史を見てもらうなど、まち歩きの際に利用できるよくなるよと素晴らしい。
- 本町通りにはトイレがない。少人数なら知っているお店を借りることもあるが、ツアーになると使える場所がないため、お休み処のような場所があるとよい。
- マルシェも開催されるとにぎわって好評なので、そういうイベントもあるとよい。空き家などがリノベーションできて、お休み処や販売の場になればと期待している。他地域では空き家をリノベーションしシェアハウスにしている例もある。三原市には大学もあり、可能性は高いのではないかと。
- 三原城跡から見る大島神社の鳥居が連なった姿はインパクトがある。
- 大島神社にはムクロジの大木があり、実を拾って帰られる方もいる。三原市でムクロジの大木は珍しいと思うので、そういう点も有効活用できるとよい。
- 三原市は城下町から企業城下町となったがテイジンは撤退。三原らしいまちがどういう形で残ったらよいか、みんなで知恵を絞りたい。



坂のあるまち（阿房坂）



大島神社の鳥居。8基から67基に増やす取り組みが進行中

「アゼリアガイドの活動と本町地区のまちなみづくり」に関する質疑・意見交換

- 三原城跡から大島神社の鳥居がという話があったが、神社の広場や建物などはどう思われているか。
- トイレや休憩所の場所として、ここにあればという思いはあるか。

⇒小森さん

- ・建物などは、ガイドとしては、今あるモノをどう活用するかになります。
- ・本町は饅頭を歩きながら食べるというような雰囲気のまちではないと感じています。腰をかけてお菓子などを楽しむといったイメージだと思います。そのためにも休憩の場がほしい。
- ・トイレは新たに1か所、清潔で安心して使えるトイレがあるとよいと思います。

「まちなみづくりの経緯と取り組み状況」に関する質疑・意見交換

- 都市計画道路計画区域内では3階建て以上の建物は無理と言うことか。木造や鉄骨造が許可されるというのは、撤去が前提にあるということか。

- 建替え（新築）などが予定されている所もあり、まちなみづくりガイドラインの周知が必要になる。

⇒三原市

- ・都市計画に関する事業は、事業化に時間がかかる場合が多い。そういう状況下でも暮らしや事業が成り立つよう、必要とされるものは許可して建築出来るようにする緩和措置で、撤去が前提ではありません。

- ガイドラインを含めて取り組み自体あまり知らなかった。なし崩し的にガイドラインが策定されるのではないかと懸念している。所有者の負担増や資産価値にも関わってくるとわれ、あまり納得いかない部分がある。

- 今回の取り組みについて、地域住民コンセンサスは得られているのか。同意を得ながらやっていくことが前提ではないか。

⇒三原市

- ・広島県の魅力あるまちなみづくり支援事業へは、本町地区の持つ特色から三原市が県の事業に応募をしました。本町地区に活用に資する魅力があるから、県から選定されたと考えています。
- ・事業を進める上で住民の意見が非常に重要と考え、平成30・31年度にかけてワークショップを開催しました。また、町民全員ではありませんが、町内会の協力も得つつ参加いただきました。その中で共通ルールが必要だろうということで、強制力のないゆるやかなガイドラインの策定を進めています。
- ・今回の勉強会やニュースレターを用いて周知を図ります。行政からのこういったアプローチのほか、まちづくり協議会とも連携してさらに周知に取り組みたいと考えています。こうした取り組みを踏まえて、コンセンサスを得ながら、取り組みを進めていきます。ガイドラインは、今はまだタタキ台（素案）の段階です。

まちなみづくりガイドライン（素案）

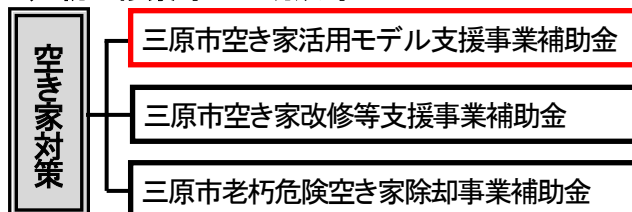
■まちなみガイドライン策定の必要性

- 西国街道沿いの多くの町家
- 寺社参道沿いや小路の歴史的な建築物
- 伝統的な行事の継承



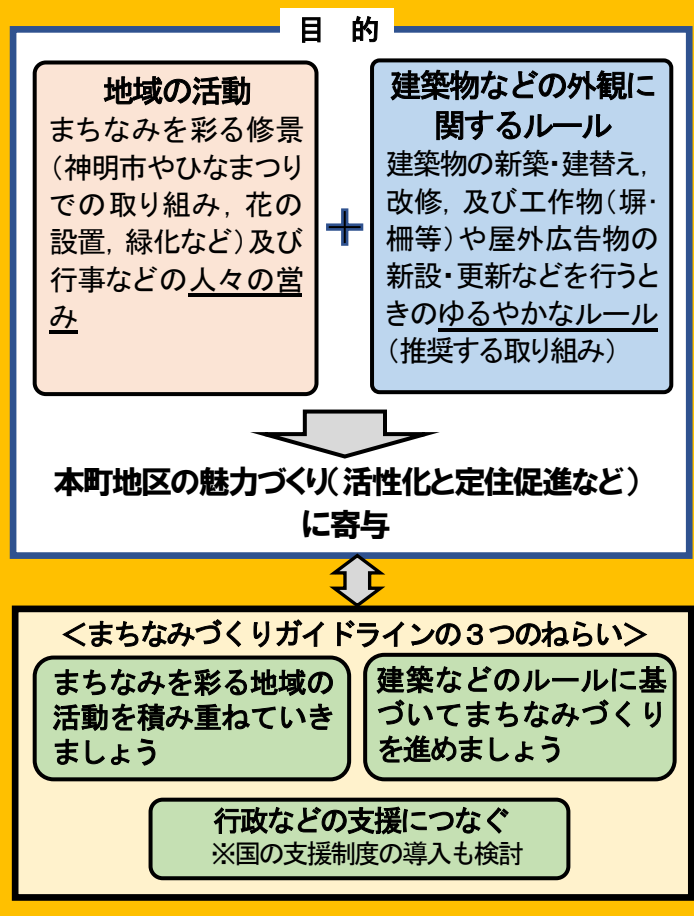
**本町らしいまちなみを守り、
活かして行きたい、住みたい
まちを創るためです！**

■建物の修景等への助成等について



リノベーション
実践塾
まちづくり三原

まちなみづくりガイドラインの目的と基本的な考え方



■都市計画道路本町西線について

- ◆本町地区では住民と市が連携し、歴史的建築物等の地域資源を活かした、まちなみづくりを進めており、これに即した道路づくりを目指しています。
- ◆本町通りは幅員16mに拡幅する計画がありますが、事業化の予定はありません。
- ◆計画道路内でも、2階以下で地階を有しない木造、鉄骨造等の建築物は許可を得たうえで建築できます。

まちなみを彩る地域の活動

まちなみづくりガイドライン（素案）

本町地区では、「おひなまつり」、「神明市」、「半どん夜市」、「端午の節句」、「いろは」の取り組みをはじめ、地域の皆さまにより多彩な活動が行われています。こうした地域の活動を継承し、併せて担い手の確保・育成や参加者・来訪者の輪を広げていくことが期待されます。また、新たな活動や伝統行事の復活なども、担い手や支援者などが確保できる場合は、無理のない範囲で具体化することが期待されます。

これらの活動は、まちの魅力づくりや活性化、地域への愛着の醸成、住みよさの向上、そしてまちなみを彩ることにつながります。そのことは、本町地区において歴史的建築物を活かした店舗や住まいづくり、または歴史的建築物との調和やまちの魅力づくりに資する建築物の新築や改修（修景）の動機づけになると考えられます。

このように地域の活動と本町地区の特色（まちなみ）に配慮した建築などの行為は、本町地区のまちなみを彩り、魅力的にする両輪であり、相乗効果を発揮し、まちの活性化や定住促進などに寄与していくこととなります。



「おひなまつり」（左）と「神明市」（右）での修景

(1) まちなみづくりの方針

□どんなイメージ・時代のまちなみに

城下町と西国街道, 寺社の歴史文化, 近現代の建築物等が共存・調和するまちなみ

□そのためには, どんな取り組み方が大切か

一步一步, 持続的なまちなみづくり

□どんなことに取り組むことが必要か

**個々の建築物と合わせて, つながりあったまちなみづくり(通り・参道など)
三原城跡や山並み, 瀬戸内海などの眺望も大切にしたいまちなみづくり**



(国) 重要文化財の宗光寺山門



洋風と和風が並ぶ西国街道



三原城跡(天主台跡と堀)

(2) ルールの前提

ア 建築物の区分

A 歴史的建築物(概ね往時の姿)

- ・概ね昭和30年以前に建てられた建築物

B 準歴史的建築物(外観が改変されている歴史的建築物)

C 一般建築物

- ・概ね昭和30年より後に建てられた建築物

- ・今後, 新築・建替え, 増築される建築物など(増築はA・B以外の場合)



Aの例



Bの例



Cの例

イ 地区区分 ※P8の図を参照

本町地区の建築物や道路, 土地利用の状況などから, 本町地区を2つの区域に区分します。

○まちなみづくりの軸となる区域(通りなど)

- ・主要な通りである本町通り(西国街道)と宗光寺小路, 都市計画道路本町古浜線, 及びこれら道路の沿道

○上記以外の区域

(3) ルールの構成と内容~新築・建替え, 改修などのときに配慮が望まれる基準(ゆるやかなルール: 強制するものではありません)~

建築物の修繕, 増改築, 建替え, 新築等, 及び外構や屋外広告物などの整備を行う場合に配慮することが望まれる(お願いする)基準として, 次の構成を考えています。

○建物

- ・全般: 高さ, 色彩
- ・部分: 屋根, 外壁, 開口部・玄関

○外構

- ・塀・門等(建築物前面等の空地, 駐車スペースを含む)

○付属物等

- ・屋外広告物
- ・設備等の修景

○駐車場(建築物と同一敷地を除く。同一敷地は外構で対応)

○その他, まちなみの演出・修景

改修・修景の事例(国の支援制度が導入され, 補助金を利用して改修した事例)
※本町地区においても, まちなみづくりガイドラインの策定などを通じ国の制度を導入することが考えられます。

広島県府中市出口地区
※県立広島大学 吉田倫子先生作成
・まちづくり協定(修景基準)を策定
・国(国土交通省)の制度を活用(補助金)



改修前



改修後(補助金の活用)

庄原市東城町
・街並み景観ガイドラインを協議会が策定
・ガイドラインをもとに補助金交付要綱を作成
・国(国土交通省, 経済産業省)の制度を活用(補助金)



改修前



改修後(補助金の活用)

まちなみづくりのルール（素案）の内容

建築物などの景観のルール

～修繕，増改築，建替え・新築を行う場合などに配慮が望まれる（お願いする）基準～

『ゆるやかなルール』として，まちなみづくりに活かしましょう

”強制するものではありません“

項目		まちなみづくりの軸となる区域（通りなど）	その他の区域
建築物	全般		
	高さ	<p>○建替え・新築においては，原則，高さ13m以下（3階建まで）としましょう。</p> <p>○現状において高さ13mを超える建築物を建替える場合には，既存の建築物の高さ以下としましょう。</p> <p>○建築物の建替え・新築においては，本町地区の主要な眺望点（妙正寺，大島神社など）から，三原城跡（天主台跡と石垣）及び瀬戸の島々や山並みなどを望む景観の確保に配慮しましょう。また，地形条件から三原城跡を見ることができない主要な眺望点（宗光寺など）からは，瀬戸の島々や山並みなどを望む景観の確保に配慮しましょう。</p>	
	色彩（色） 詳しくはP11・12をご覧ください	<p><屋根></p> <p>○黒・灰・赤茶色（赤瓦）またはこれに近い色彩，及び彩度（鮮やかさの度合い）を抑制した色彩としましょう。</p> <p><外壁・開口部・玄関></p> <p>○無彩色（白・灰色・黒）または落ち着いた色彩を基調とし，周囲の歴史的建築物と調和したものとしましょう。ただし，神社などで伝統的に用いられてきた色彩，自然素材を用いた素材色（木材・レンガなど），無着色のガラスは除きます。</p>	
	位置	<p>○壁面や軒が連続するまちなみを継承できるよう，建替え・新築する場合は，建築物の配置に配慮しましょう。</p> <p>○一定以上後退して建替え・新築する場合は，塀などにより周囲とのまちなみの連続性の確保に努めましょう。</p>	—
	屋根	<p>○建替え・新築においては，できるだけ勾配屋根とし，勾配は近くにある歴史的建築物との調和に努め，平入りを基本としましょう。</p> <p>○場所や敷地，希望する意匠によって，妻入りなどにする場合も，まちなみとの調和に努めましょう。</p>	<p>○建替え・新築においては，できるだけ勾配屋根とし，近くに歴史的建築物（住宅）がある場合は，その勾配などとの調和に努めましょう。</p>
外壁（外観）	<p>○歴史的建築物は，往時からの形態・意匠の維持・修繕に努めましょう。</p> <p>○準歴史的建築物（外観が改変）は，可能な範囲で歴史的な形態・意匠を再現するなどして，改変される前の雰囲気にならぶように努めましょう。</p> <p>○老朽化が激しいなどの理由で建替えを行う場合は，下記の一般建築物のルールに準じましょう。</p> <p>○一般建築物は，周囲の歴史的建築物との調和に努めましょう。</p>	<p>○建替え・新築においては，周囲の歴史的建築物との調和に努めましょう。</p>	
開口部 玄関	<p>○格子など歴史的な形態・意匠が残されている場合には，その維持・修繕に努めましょう。</p> <p>○建替え・新築及び改修等においては，歴史的建築物がもつ格子等の形態・意匠の活用などに努めましょう。</p>		

まちなみづくりのルール（素案）の内容

項目	まちなみづくりの軸となる区域（通りなど）	その他の区域
外構 塀・門等	<p>○塀・門・柵を設ける場合は、まちなみとの調和に努めましょう。</p> <p>○建物敷地内に駐車場を設ける場合は、まちなみとの調和に努めましょう。</p> <p>○塀を新設・再整備する場合は、コンクリートブロックを使用しないよう努めましょう。やむを得ずコンクリートブロックを使用する場合は、高さを低くし、防災性に考慮するとともに、表面に化粧を施すなどまちなみとの調和に努めましょう。</p>	
付属物等 屋外広告物	<p>○屋外広告物は、原則、自己用または本町地区に関係するものに限ることとしましょう。</p> <p>○屋外広告物は、屋根（庇は除く）より上または屋上に設置・掲出しないこととしましょう。</p> <p>○屋外広告物を新設または更新する場合は、まちなみや周辺の景観に調和する材料・デザイン・色彩・大きさに配慮しましょう。</p> <p>○本町地区のまちなみや地域資源を案内・紹介する案内板・説明板等は、まちなみと調和するデザインなどとするとともに、だれにもわかりやすく、統一感のあるものに努めましょう。</p>	
設備等の修景	<p>○空調設備やメーターボックスなどの設備について、道路など外部から見える部分は、色彩の工夫、格子による目隠しなどに努めましょう。</p> <p>○雨樋、その他の付属物は、建築物やまちなみと調和する色彩を基調とし、材料も検討しましょう。</p> <p>○郵便受けなどの付属物は、まちなみと調和するよう材料・デザインなどを工夫しましょう。</p>	
駐車場 (建築物と同一敷地内を除く)	<p>○駐車場は、安全面（視距の確保など）を考慮しながら、修景（舗装・囲い、機器類など）に努めましょう。</p>	
その他、まちなみの演出 (修景)	<p>○通りなどの清掃美化活動に取り組みましょう。</p> <p>○西国街道や主要な小路などにおいて、関係者が協力・連携し、地域ぐるみでまちなみの演出に努めましょう。（花・のれん・その他修景物の設置など）</p> <p>○自動販売機などの修景（まちなみと調和する色彩、目隠しなど）に努めましょう。</p>	<p>○小路などの清掃美化活動に取り組みましょう。</p> <p>○本町地区の主要な眺望点からの景観確保に向け、樹木の適切な管理（選定・枝打ちなど）に努めるとともに、自然環境の保全などと調整しながら、必要に応じて樹木の伐採（中央公園等からの眺望確保）を検討しましょう。</p> <p>○参道などにおいて、関係者が協力・連携し、地域ぐるみで修景活動（例：おひなまつり）に取り組みましょう。</p>

「平入り」とは（参考：「妻入り」）
日本の伝統的建築物において、屋根の棟（むね）に対して直角に切り下ろした側を「妻（つま）」、棟と並行する側を「平（ひら）」といい、平入りとは出入口がこの「平」にあるもの。妻入りとは出入口が「妻」にあるもの。

平入り



妻入り




4寸勾配程度の屋根で平入り（手前の2棟）。3棟が調和し、まちなみのイメージを高めています。両側は妻入り



3棟が調和し、まちなみのイメージを高めています。両側は妻入り

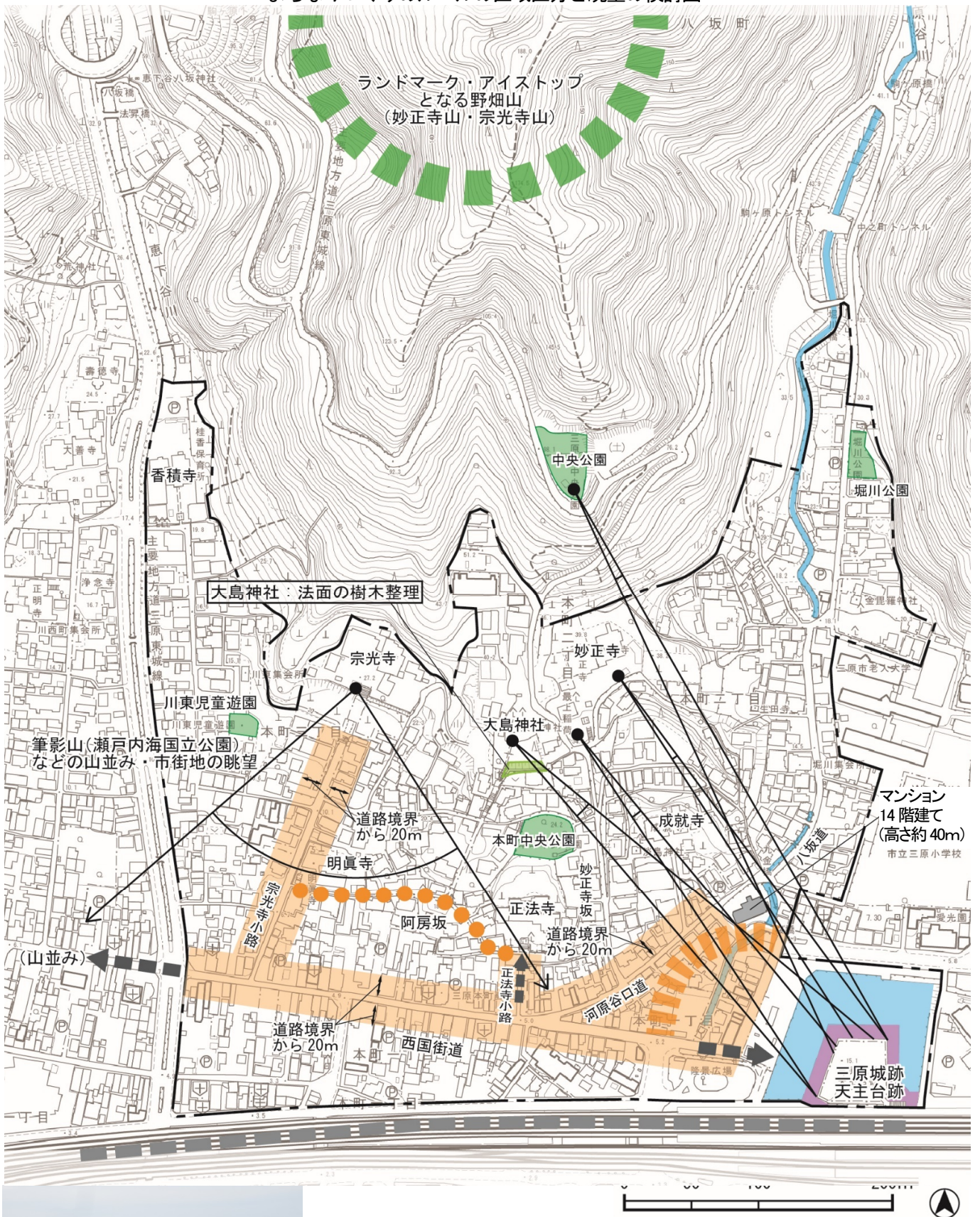


格子や漆喰壁、板塀、和風仕様の玄関扉などの落ち着いたたたずまい






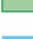




建物前面の駐車場を木材、砂利で修景（出雲市「木綿街道」）

まちなみづくりのルールと眺望の検討図



妙正寺付近などからは、天主台跡の石垣を望むことができます

凡例

- | | | | |
|---|------------------------|---|----------------------|
|  | 景観づくりの軸となる区域 (通りなど) |  | アイストップ (視線の先の特徴的な目印) |
|  | 景観づくりの軸となる区域 (街路等事業予定) |  | 公園 |
|  | 坂を活かした景観づくりの区域 (ルート) |  | 河川・堀 |
|  | 眺望点 (視点場) と主な眺望方向 |  | 対象区域 |

西国街道沿いをイメージした取り組み例
 ～新築・建替え、改修などのときに合わせて配慮することが期待される一例～

屋上にあった看板は
建物の壁面に移設

<建替え・新築する場合>

- ・壁面や軒が連続するまちなみを継承できるよう、建築物の配置に配慮しましょう。
- ・できるだけ勾配屋根にし、勾配は近くの歴史的建築物と調和させましょう。

既設の塀の修景

道路境界から後退して新築する場合も、できるだけ勾配屋根にし、勾配は近くの歴史的建築物と調和させましょう

- ・外壁の色は無彩色や落ち着いた色彩に
- ・開口部の色やデザインを工夫

駐車場の修景

- ・まちなみの壁面の位置などと合わせた柵や植栽などの配置…交通安全(視界の確保)に配慮

敷地前面(駐車場を含む)の修景

(4) 色彩について

ア 色(色彩)の尺度について

■色彩の三属性：色相・明度・彩度

●色相(しきそう)…色あいの違い

○色相は、色あいの違いを表します。

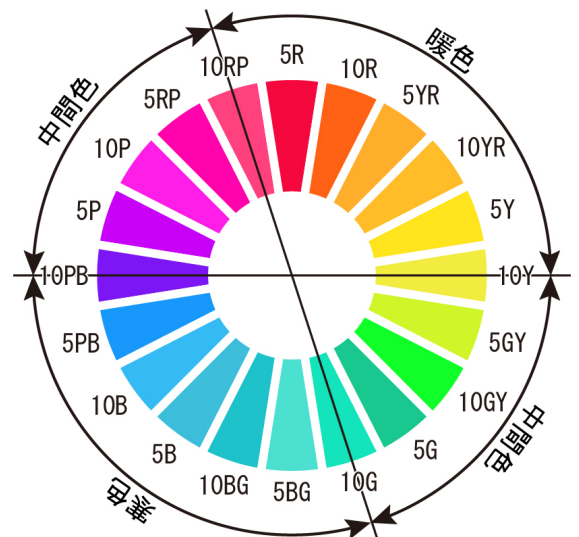
○「暖色系」は赤、黄赤、黄の3色相、「寒色系」は青、青緑、青紫の3色相に属する色彩を指します。

●明度(めいど)…明るさの度合い

○明度は、明るさを0から10までの数値で表します。

●彩度(さいど)…鮮やかさの度合い

○彩度は、鮮やかさを0(N)から14程度までの数値で表します。



色相の暖色・寒色・中間色

イ 本町地区における色彩のルールの対象

■色彩のルールの対象は建築物の外壁と屋根

■外壁は基調色が対象

※複数の色を使用する場合は、基調色と併せて、補助色・強調色についても配慮(工夫)しましょう。

屋根の色(通常は1色)

外壁とともに大きな面積を占める屋根。その色彩は外観や高いところからの眺望に影響します。

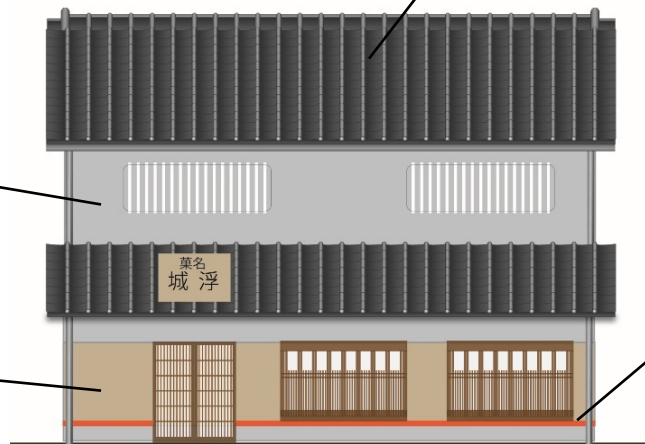
基調色(ここでは灰色)

最も使用されている面積が広い色彩

まちなみづくりガイドラインでは基調色について、色の基準を示します。

補助色(ここでは薄い茶色)

基調色に次いで一定面積以上で使用されている色彩



強調色(ここでは朱色)

外観にアクセントを与えるように、外壁のごく一部に使用されている色彩

ウ 本町地区での色彩のルール尺度

■外壁（基調色）及び屋根の色彩のルール

基調色とは、最も広い面積で使用する色彩で、外壁の場合は、一般的にはその面積の1/5以上とされています。

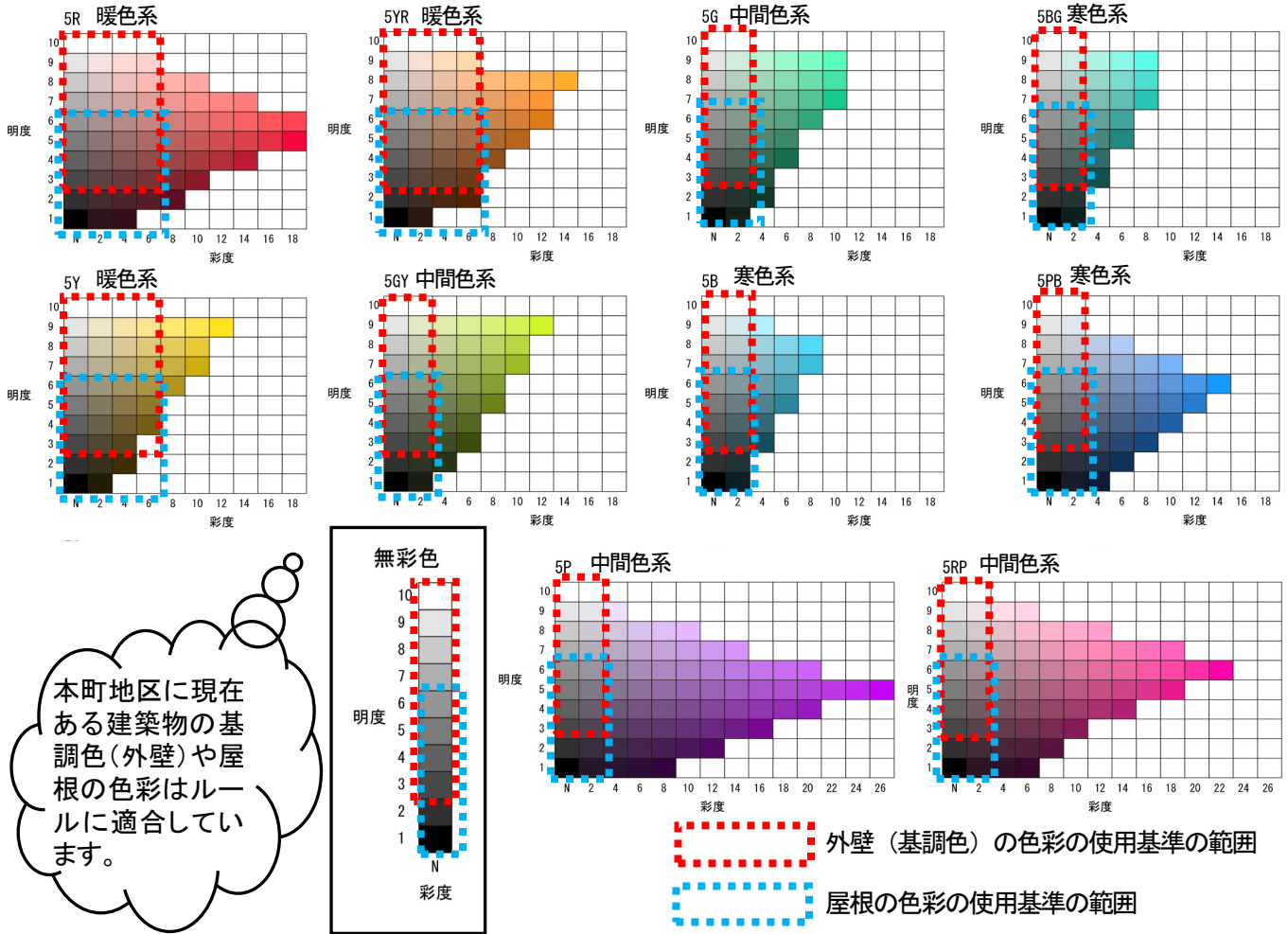
<外壁>

○無彩色(N系)か、暖色系(R系, YR系, Y系)を基本とします。落ち着いたと歴史性を醸し出すことから、彩度を抑えることとします。

○寒色系や中間色系は、彩度が低いと暖色系に近い落ち着いた感じが得られるので、使用する場合は暖色系よりもさらに彩度を抑えることとします。

<屋根>

○生きた植物の緑（彩度6程度）よりも鮮やかとならないようにします。

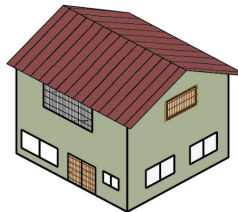


色彩のモデル（下図の色は、いずれも色彩のルールに適合しています）

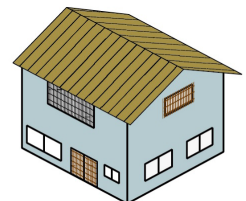
～色彩の基準は幅が広いので、様々なケースでルールに適合します。なお、基本は無彩色又は暖色系～



屋根・外壁とも無彩色にすると、落ち着いたイメージ、歴史的な雰囲気を感じられます。外壁の色を濃くする(黒っぽくする)と重厚さが高まります。



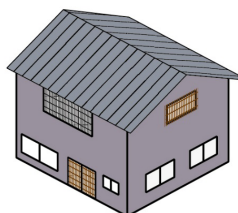
外壁の彩度を下げたり、明度を上げたりする(色を薄くする)と、落ち着いた雰囲気になります。



外壁の彩度を下げたり、明度を上げたりする(色を薄くする)と、落ち着いた雰囲気になります。



外壁をこげ茶系にしても、歴史的な雰囲気を感じられます。さらに外壁の彩度を下げ無彩色に近づける(黒っぽくする)と重厚さが高まります。



外壁の彩度を下げたり、明度を上げたりする(色を薄くする)と、落ち着いた雰囲気になります。

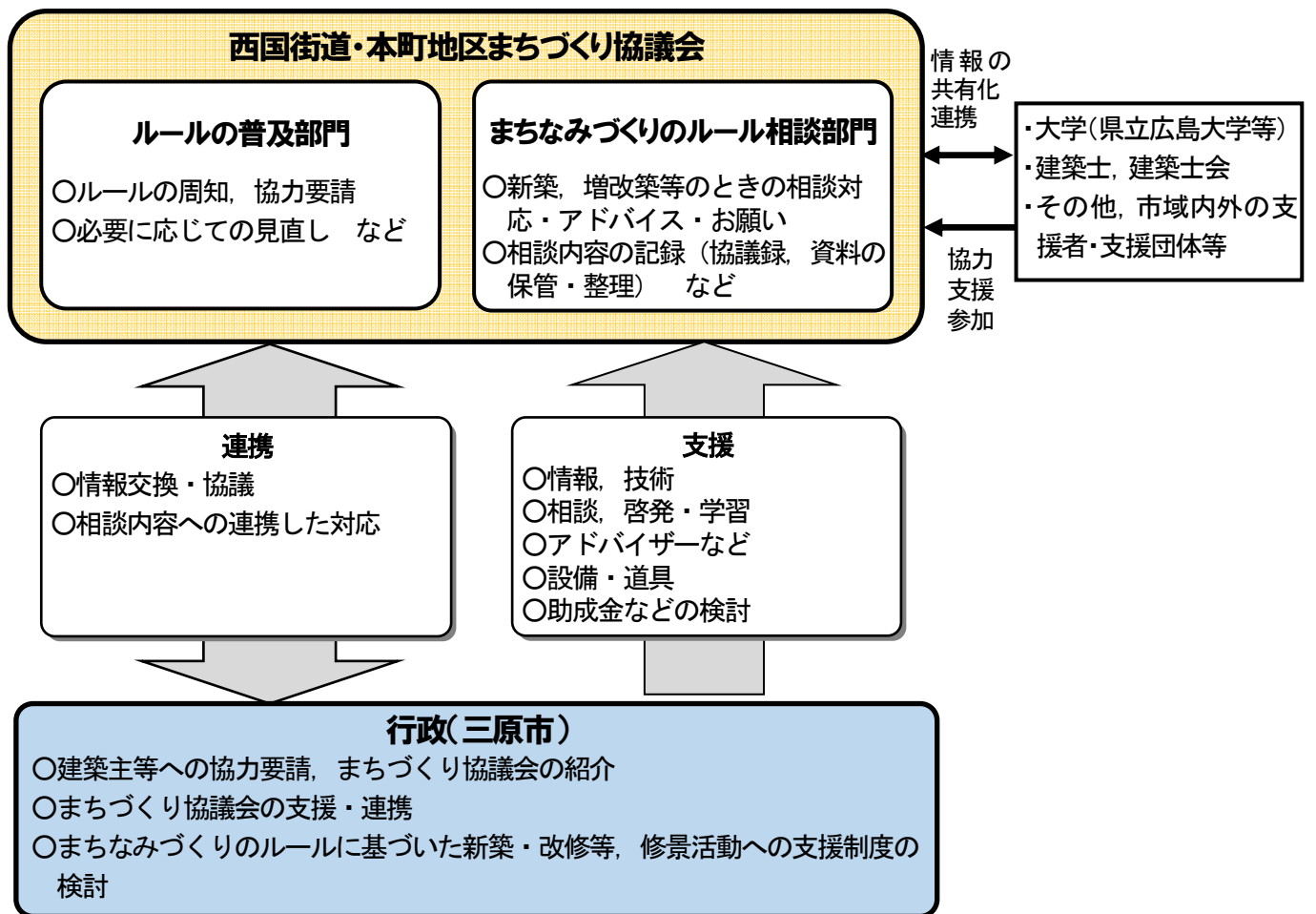
まちなみづくりガイドラインは、住民の皆さまと三原市が協力して策定し、そのうちまちなみづくりのルールは、関係者が尊重することを意図したもので、強制力のない「ゆるやかなルール」として、本町地区における住民の皆さまがまちなみづくりに活かすことになります。

したがって、まちなみづくりのルールは住民等が中心となって、普及したり、問い合わせ・相談に対応したりすることが期待されます。また、「まちなみを彩る地域の活動」における取り組みと関連づけながら、まちなみの修景に取り組むことも効果的です。

こうした取り組みに関する体制（案）を次のように提示します。こちらを参考にしながら、まちなみづくりガイドラインの管理・活用の体制や担い手などを検討し、具体的にスタートさせましょう。

三原市としては、西国街道・本町地区まちづくり協議会を支援するとともに、ルールに基づいた建築や修景の支援制度を検討します。

【「西国街道・本町地区まちなみづくりガイドライン」の管理・活用に関する体制（案）】



全体を通じての質疑・意見交換

○熱い意見をやりとりされて感動している。取り組みの総論的には同意できるが、各論として行政や地域を分けてやることが出てきてもよい段階ではないか。

○行政的な取り組みとしては、電線類の地中化や公衆トイレの整備、本町通りの一方通行などは検討してほしい。本町通りの交通量が減らせるとよい。

○民間としては、空き家の位置などを把握し、活用につなげていく必要があると思う。お休み処の種地、学生用シェアハウスなら、外観は町家でも耐震・防火がしっかりし、内部は最新というような住居にすると魅力が高まる。そういった各論部分も必要ではないか。

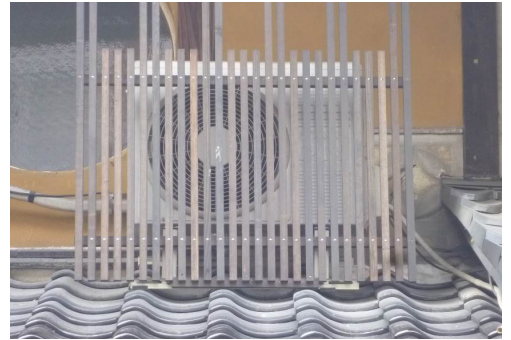
⇒三原市

- ・公衆トイレや無電柱化などは、ワークショップでも意見が出されています。道路の美化は三原市の本町西国街道地区まちづくり基本方針にも盛り込まれており、行政主導で進めるべき取り組みとなります。
- ・現在はコンセンサスを得る段階であり、賛同が得られれば検討に入りたいと考えています。

その他参考事例
～屋外広告物、設備等の修景、まちなみの演出など～



建物と一体的な質感・色の看板(倉敷市)



空調設備の修景・目隠 (庄原市)



まちなみに合わせた塀のデザイン。
補助金を利用 (庄原市)

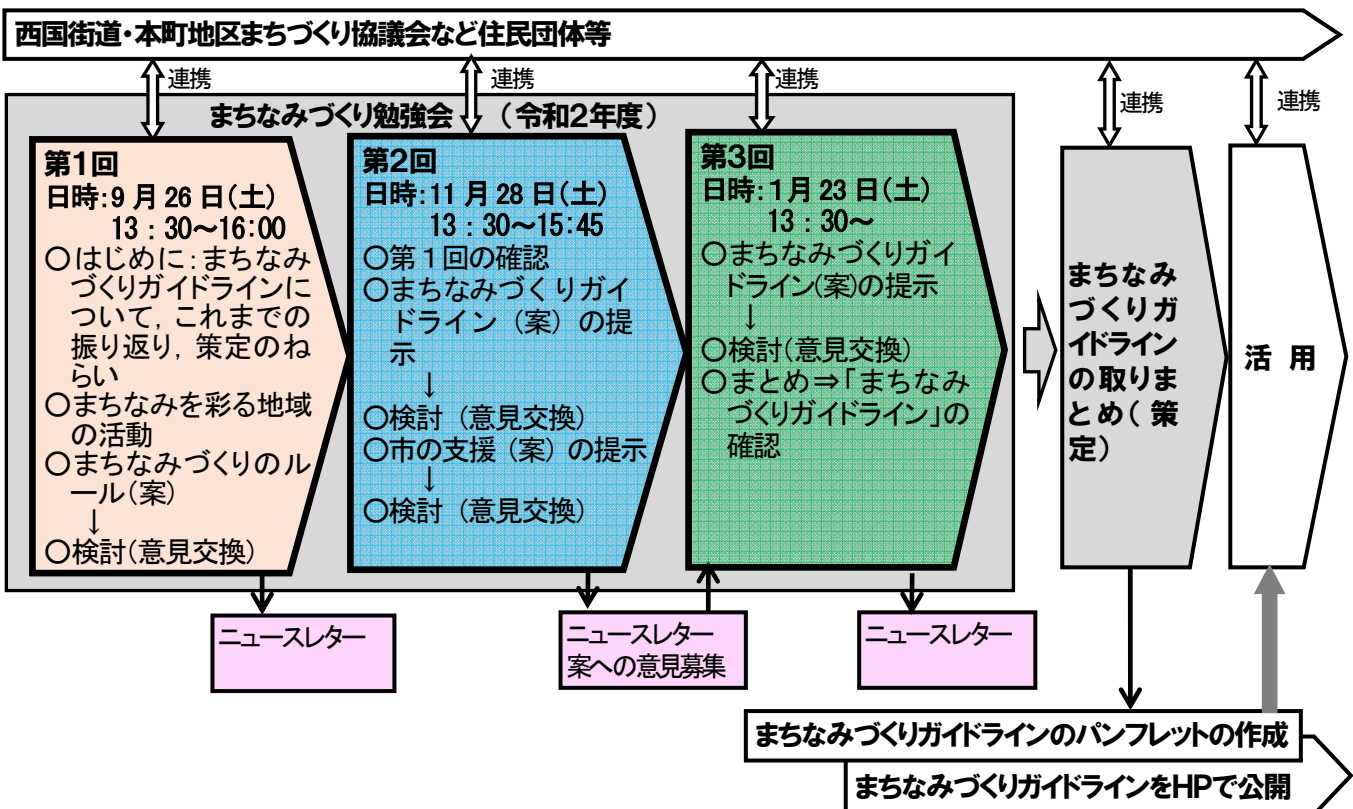


端午の節句 (まちなみを修景)



自動販売機の色を変えて修景
(竹原市)

【まちなみづくり勉強会の開催 (予定) と展開】



問い合わせ・連絡先

〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号
三原市 都市部 都市開発課 担当: 奥広, 西村
電話: (0848) 67-6113 FAX: (0848) 64-6057
E-mail: toshikaihatsu@city.mihara.hiroshima.jp